

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の適法性及び効率性の確保並びに透明性の向上が最優先事項であるという認識に基づき、より望ましいコーポレート・ガバナンス確立のための取組みを強化いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
坪井 典 明	604,200	13.21
有限会社 坪井	556,160	12.16
ビービーエイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オボチユニテイズ ファンド(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	411,495	8.99
日本生命保険相互会社	234,000	5.11
株式会社三井住友銀行	169,000	3.69
大伸化学従業員持株会	138,600	3.03
丸善石油化学株式会社	130,000	2.84
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウト ジエイビーアールデイ アイエスジー エフイー - エイシー(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	90,202	1.97
坪井 宏 造	80,640	1.76
株式会社三菱UFJ銀行	73,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小川 昌宏	弁護士													
新海 寛彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 昌宏			長年にわたり弁護士をされており、その職務を通じて培われた知識・経験等を活かして当社の取締役会等において有益な発言をいただき、経営全般に貢献いただくことを期待して社外取締役に選任したものであります。 また、一般株主との利益相反関係の生じる可能性はなく独立役員として指定しております。
新海 寛彦			大手商社における豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経歴等から当社の経営全般に貢献いただくことが期待されております。 また、一般株主との利益相反関係の生じる可能性はなく独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名(社外監査役2名)が、取締役会、経営会議、その他社内の重要な会議に出席するほか、監査役会で定めた監査計画に従い、本社以外の主要な拠点を含めた業務監査を実施しております。加えて、代表取締役を含めた経営陣との意見交換、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行に対するモニタリングを含めた監査を行っております。当社における内部監査は、社長直轄の組織である経営企画室の3名が、会社法及び金融商品取引法上の内部統制を含めた社内監査を担当しております。監査役と内部監査を担当する経営企画室は、期中監査計画の内容について事前に打合せを行い、それぞれ合意した事項について監査を実施しており、結果についても適宜情報交換をしております。また監査役は、会計監査人である應和監査法人との間で、取締役の職務執行状況に関する意見交換や、期中に実施した業務監査の状況についての説明等の打合せを期中2回以上実施するなど効果的な連携により、業務全般に対して厳格な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松井 和則	他の会社の出身者													
近藤 司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松井 和則	当社株式2,000株を所有しておりますが、当社との重要な人的関係、取引関係はありません。	大手化学会社等において活躍され上場企業経営に関する知見を有しており、取締役会をはじめとした重要な会議において、当社に対して有益な指摘、助言を行い十分な監査機能を発揮されることを期待して、社外監査役に選任したものであります。
近藤 司	当社との重要な人的関係、取引関係はありません。	他社において経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会等の重要な会議において、当社に対して有益な指摘・助言を行い十分な監査機能を発揮されることを期待して、社外監査役に選任したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

役員報酬は業績連動型報酬制度の導入はしておりませんが、役員賞与については業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

取締役の報酬等の総額は403,170千円で、基本報酬158,820千円、退職慰労金201,350千円、賞与43,000千円となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社は、下記の内容のとおり、「役員報酬の決定に関する基本方針」を策定し取締役会において決議しております。また取締役会は、過去の支給実績、同業種他社及び同業種同規模他社の報酬等を勘案し、この方針に従って役員報酬の構成及びその総額を決定しております。

1. 報酬制度の目的
企業価値の増大を担う優秀な経営者を確保するため、透明性、公正性の高い報酬決定プロセスの確保を目的としております。
2. 報酬水準
報酬水準は、同業種他社及び同業種同規模他社に比べ報酬としての競争力を維持できるような水準を目指し、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行っております。
3. 役員報酬の構成
役員報酬は取締役、監査役別の体系とし、固定報酬である基本報酬及び退職慰労金、短期の業績連動的な意味合いを持つ役員賞与で構成されております。
4. 役員報酬決定の手続き

取締役

取締役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた取締役報酬総額の限度内において、各人の職責、経験、能力、実績等を考慮の上、取締役会から委任を受けた代表取締役が社外取締役と協議の上決定しております。

取締役への退職慰労金の支給については、株主総会の決議により取締役会に支給の時期、内容について委ねられ、退職慰労金について定められた規程に基づき、各取締役が歴任した役位別在任年数、役位別係数等から計算した基準額及び在任中の功績を考慮し決定しております。

取締役への役員賞与は、原則的には会社が期初に公表した経常利益目標を実績数値が上回った場合に、売上高の目標達成状況、その他定性要因を考慮して取締役への支給の可否、支給総額が株主総会で決議され、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において個別に支給額を決定しております。

監査役

監査役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた監査役報酬総額の限度内において、各人の職責、経験、能力、実績等を考慮の上、代表取締役が支給総額及び個別支給額を監査役会に提示し、監査役の協議の上決定しております。

監査役への退職慰労金の支給については、株主総会の決議により取締役会に支給の時期、内容について委ねられ、退職慰労金について定められた規程に基づき、各監査役が歴任した役位別在任年数、役位別係数等から計算した基準額及び在任中の功績を考慮し、監査役の協議の上決定しております。

監査役への役員賞与は、監査役への支給の可否、支給総額が株主総会で決議され、監査役の協議の上個別に支給額を決定しております。

報酬限度額

2015年6月26日開催の第63期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額250,000千円以内(社外取締役20,000千円以内を含む。なお、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。)と決議し、監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議しております。

また、2011年6月29日開催の第59期定時株主総会において、上記の取締役報酬額とは別枠として、常勤取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、年額15,000千円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現状 社外監査役のサポートに関して専属の組織はありませんが、監査役からの要請に応じて適宜、監査役を補助する人員については配置することとしております。また経営企画室は監査役会との協議にもとづいて合意した事項の内部監査を行っており、側面的サポートの役割を担っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行のための会議体等

取締役会は、常勤社内取締役5名、社外取締役2名の計7名で構成され、定例として3ヵ月に1回、その他必要に応じて随時開催されており、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、経営計画の進捗状況を遅滞なく把握し取締役の監督を行っております。また監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、各監査役とも取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席して、経営状態及び取締役の業務執行に対する適時適正な監査を行っております。

2. 監査の組織体運営等

当社における監査体制としては、社長直轄の組織であり内部監査を担当する経営企画室3名と、監査役、会計監査人の三者が効果的な連携を行うことにより、当社業務全般に関して厳格な体制が構築されております。

さらに当社では、取締役会付議事項の事前協議、その他全社的案件を審議する会議体として常勤取締役、常勤監査役を構成員とした経営会議を定期的あるいは随時開催することにより、経営及び業務運営管理に関する重要執行方針について、効率的かつ迅速に審議対応しております。加えて執行役員制度を導入し、一層機動的な業務執行を行える体制を整備拡充しております。

3. 取締役及び監査役との責任限定契約の締結

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と監査役との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、当社の事業内容に精通した社内取締役と他社での豊富な経験と知見を有した社外取締役で構成される取締役会と、独立した立場から監査機能を発揮する社外監査役を含む監査役会による現体制が、当社にとってよりふさわしいコーポレートガバナンスであると考えております。

また、2019年6月27日開催の第67期定時株主総会にて社外取締役を新たに1名選任し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期限より7日前に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書及び四半期報告書、決算短信及び四半期決算短信、その他適時開示資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室長が、情報取扱責任者として統括し、総務部、経営企画室がIR活動を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を全事業所で実施する等、環境保全活動に全社一丸となって対応しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2015年5月1日に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、2015年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムの基本方針を一部改訂し、「業務の適正を確保する体制」について決議いたしましたので、本欄にて記載させていただきます。

1. 内部統制システム構築の基本方針に関する決議について

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の全社的取組強化の一環として、「企業行動指針」「役員・社員行動規範」を制定し、全役員、全社員が法令・定款及び社会的規範を遵守する体制を構築しております。

またコンプライアンスに対する取組は総務部が総括し、啓蒙教育を継続的に行い、内部監査室等がその状況を監査しております。

「内部通報マニュアル」に基づき、社内におけるコンプライアンス違反に対する相談窓口を設置し、不正行為の早期発見、是正ができる仕組みを確立しております。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存その他の体制

取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」「情報セキュリティポリシー」に則り、文書等に記録保存され、常に取締役及び監査役の閲覧に供することができます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策については「リスク管理方針」を制定し、経営企画室が主管部署として定期的あるいは随時見直しを行い、経営会議において審議及び方針決定等の対応をしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項については、取締役等を構成員とする重要な会議（取締役会、経営会議等）において、効率的かつ迅速に審議決定されております。

また、日常の職務執行に際しましては、決裁規程、決裁権限一覧表等に基づき権限の委譲が行われており、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現状、監査役がその職務を補助する使用人はおりませんが、監査役の要請に応じて適宜、取締役と協議の上、人員配置することとしております。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員（以下補助使用人という）は、その命令に関して、取締役、その他の社員の命令を受けることはありません。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、補助使用人と定期的に、内部監査結果等について情報交換、意見交換を行なうとともに、補助使用人が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席する機会を確保しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制、その他の監査役会又は監査役への報告に関する事項

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項等については、経営会議等で十分な説明・報告を行なうとともに、随時報告・情報提供を行っております。

(9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報窓口（監査役等）に対して通報した者が、処遇等について不利な取り扱いを受けないことを、「内部通報マニュアル」において定められております。

(10) 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用について支払うものとします。

(11) その他監査役がその職務を補助する使用人を置くことを確保する体制

監査役は、代表取締役とは定期的に、経営会議等において意見交換をしております。また監査法人とも年2回以上意見交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本方針

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては利益供与を行わないことを基本方針とし、「企業行動指針」「役員・社員倫理規範」に定め、全役員・社員に徹底しております。

(2) 整備状況

総務部総務課が対応部署となり、反社会的勢力排除への対策を講じるとともに、「特殊暴力防止対策協議会」に加盟するなど関連情報の収集に努め、所轄警察署とも連携を図り組織的に対処しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める規則に則り、投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう「模式図2」に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者の投資判断のための重要な事項については積極的に開示するという方針のもと、情報開示を行ってまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社では、情報取扱責任者が、会社情報の適時開示等に関する事項の全般的な管理統括を行っており、経営企画室が適時開示すべき事項の発表及び開示手続き並びに外部からの問い合わせに対応しております。

(1) 決定事実に関する情報については、取締役会、経営会議等で決議・決定された重要事項を、情報取扱責任者に集約し、東京証券取引所の定める規則に則り、開示の可否並びに開示内容を検討し、開示の必要があれば迅速に開示いたしております。

(2) 発生事実に関する情報については、重要事実が発生した場合、当該事実の発生部署より速やかに総務部・情報取扱責任者に報告が行われ、代表取締役社長の承認を経て、東京証券取引所の定める規則に則り、開示の必要があれば迅速に開示しております。

(3) 決算に対する情報については、経営企画室からの代表取締役社長に対する報告を経て、取締役会の承認が必要なものについては取締役会の承認決議後、情報取扱責任者の指示のもと、迅速に開示いたしております。

3. 適時開示体制に係るモニタリングについて

適時開示体制に係るモニタリングについては、監査役が定期的にその執行状況について監査することとしております。

模式図2 適時開示体制の概要図

